

滝川地区広域消防事務組合の概要

滝川地区広域消防事務組合は、管内面積 802.35km、管轄人口約53,000人で滝川市、新 十津川町及び雨竜町の1市2町で広域消防行政を 行っている。

拠点となる滝川市は、札幌市と旭川市のほぼ中間に位置し、札幌市へは車で約1時間30分、約90kmの距離で、古くは炭鉱輸送の関係で交通の要衝とされていた。近年は恵まれた自然環境の中でグライダーやカヌーなど自然と調和したスポーツが盛んである。

消防本部の体制は1本部1署2支署、職員数は87名の2交替制、予防業務に関しては総勢11

名で、査察・違反処理・火災調査等を予防課予 防係、消防同意事務・危険物規制事務等を同課 保安指導係、予防広報活動等を同課広報係が行っ ている。

本稿では、当本部が雑居ビルに対して、消防法第17条の4第1項の規定に基づく消防用設備等設置維持命令から同法第5条の2の規定に基づく使用停止命令を準備し、命令発動の直前に改善へと至った違反是正事例を紹介する。

防火対象物の概要

本件違反是正に係る防火対象物の概要は次のとおり。

消防法第5条の2の規定に基づく使用停止命令発動を決定し是正に

至った事例

滝川地区広域消防事務組合消防本部予防課予防係 木村俊文



○建築面積:986㎡、延べ面積:1,992㎡

○階数:地上6階

○構造:鉄骨コンクリート造(内装制限あり)

○用途:複合用途防火対象物(駐車場/飲食店(賃貸業)/事務所)消防法施行令別表第1(6項イ

本件防火対象物は市内の歓楽街に位置しており、1階を駐車場、2階から5階を飲食店、6階を法人の事務所として使用していた。設置されている消防用設備等は、消火器、屋内消火栓、自動火災報知設備、誘導灯、避難器具が設備されているが、当該対象物の面積及び構造上、屋内消火栓は任意設置である。

違反の概要

昭和41年にパチンコ店及び飲食店(賃貸業)として営業を開始。その後、パチンコ店を廃業し駐車場にし、2階以上は飲食店(賃貸業)として使用している。

平成17年に行った立入検査で自動火災報知設備の受信機並びに共用部分における感知器の型式失効等の違反を覚知した。しかし、事前に立入検査日を通知していたが、検査時に所有者(法人の代表取締役)の立会いを得られず、飲食店内の状況はわからなかった。このため覚知できた違反事項に対し立入検査結果通知書を交付、改修等報告書を求めたが提出されなかった。このことから、立入検査は行わないものの、口頭指導により、毎年「消防用設備等点検結果報告書」を提出すること及び設備改修の指導をしてきたが、約5年にもわたり改修の動きは見られなかった。

平成22年5月に違反処理を前提とした立入検査を再度実施、上記違反事項に加え、選任されていた防火管理者が退職していることや、使用店舗において感知器の取り外しによる未警戒等の違反が判明した。なお、建築基準法違反について、市の建築課に問い合わせたところ、建築基準法違反については見当たらないとのことであった。

指導の経緯

平成22年5月の立入検査以降、すぐに改修等報告書が提出されたが、消防設備改修について



は事態が一向に進展しないため、電話及び当消防本部に出頭させながら継続的に是正指導を行い早急な改善を求めた。しかし、関係者は是正の意思を多少示すものの、「今の経営状態での改修は不可能」との話で改善が進まないことから、同年7月の関係者との協議で「自動火災報知設備の是正を優先すること。また、現在使用しているのは3階までなので、それ以上を防火上有効に完全閉鎖することで受信機をP型2級にしてもよい等」の案を提示した。協議以降、関係者は設備業者に見積もりを依頼し、是正に向けてもよい等」の案を提示した。協議以降、関係者は設備業者に見積もりを依頼し、是正に向けてもよい等」の案を提示した。



警告書交付

違反覚知以降、消防としては相手の経営状態を 考慮しながら是正指導を行ってきた。不特定多数 者が利用、深夜まで営業しアルコールを提供して いること、さらに、歓楽街に位置しており災害が 発生したならば多大な被害が予想されることに加 え、避難訓練の未実施など災害発生時の危機意識 が感じられなかった。このことから、平成22年 10月21日付けで、建物所有者を名あて人とし て消防法第17条第1項の規定により警告を行っ た。警告内容は①自動火災報知設備の受信機及び 感知器を改修すること。②未警戒区域に感知器を 設置すること。③避難誘導灯の機能不良箇所を改 修することとし、履行期限は消防庁違反処理標準 マニュアルを参考に、約3カ月の期間となる平成 23年1月20日とした。

警告後も名あて人に対し継続して是正指導を行 うが、口頭では「改修する気はある」と申し立て るものの、実際には金銭的な理由から動きがなく 膠着した状態で履行期限に至った。

命令書発出

警告の履行期限経過後も粘り強く名あて人に改





修に向けての指導を行ってきたが、相変わらず口 頭で是正の意思を申し立てるだけで、事態の進展 は見られなかった。このため、平成23年3月上 旬の名あて人との話し合いで、これまでも指導の 中で説明してきたが、消防サイドは警告の履行期 限到来後も一切改修に向けての現実的な動きが見 られないため、今後実際に命令に移行する旨を通 告した。同年3月21日に第2回目の実況見分を 行い、同月31日付けで当消防本部として初めて 消防法第17条の4第1項の規定に基づき消防用 設備等設置維持命令(以下、「設置維持命令」とい う。)の発出に至った。履行期限については自動火 災報知設備及び誘導灯ともに同年5月31日で、 命令と同時に防火対象物の入り口への標識設置及 び滝川地区広域消防事務組合ホームページへの掲 載により命令の公示を行った。

消防用設備等設置維持命令後

設置維持命令発出後も関係者の対応は変わら ず、口頭では是正の意思は示し、散発的に業者を 伴って当消防本部へ出頭し改修の計画等を申し立 てるが、資金繰りの関係を理由に具体的な動きは ない状況であった。





設置維持命令の履行期限が経過し、1カ月が過ぎた頃に関係者より「資金の準備ができたので改修します。近々業者がそちらに向かいます」との連絡があった。このため消防サイドは告発若しくは使用停止命令への移行を保留、催告書を交付し改修の経過を見ることとした。しかし、1週間以上経過しても何ら連絡がないため、関係者を当消防本部へ出頭させ進捗状況を確認したところ「資金の準備ができていないため、改修はできそうにない」とのことであった。消防サイドは資金が準備され改修できるとのことで違反処理を保留していたため、これ以上の期限猶予は認めないこととし、履行期限が経過しているため直ちに次の措置に移行することを告げ、具体的な措置の検討に着手した。

使用停止命令準備の検討

名あて人のこれまでの対応を考慮すると、現時 点で設置維持命令の履行期限が2カ月経過してい ること及び今後も命令事項が履行される可能性は 極めて低いため、当消防本部の違反処理規定に従 い上位措置に移行することとした。

(1)使用停止命令若しくは告発

設置維持命令後の上位措置として、告発若しくは使用停止命令となるが、消防内協議の結果、「告発では消防サイドの望む安全な建物とはならない」、「使用形態を考慮すると、早急な人命危険排除のために与えられた権限を適切に行使する」等の理由から、使用停止命令措置による方針を決定した。併せて関係者による使用停止命令の妨害行為等についても考慮し、地元警察署へ現状の説明及び告発に至った場合の打合せを行い、警察機関との協力体制で使用停止命令発動準備となった。

(2)使用停止命令の名あて人は誰?

使用停止命令を発動する上で、設置維持命令は 建物所有者を名あて人としたが、使用停止命令に移 行した場合、テナント利用者に対してもそれぞれ使 用の禁止を命ずる必要があるのか等について検討 した。その結果建物所有者のみに対し発動する方 針としたが、使用停止命令発動前に各テナントオー ナーに対し消防及び警察サイドからこれまでの経 緯と今後の展開について説明することを決めた。



使用停止命令の発動準備

使用停止命令発動に伴う実況見分を7月20日 に名あて人立会いの下、警察機関同行で行い、命 令事項の履行がなされていないことを確認した。 このままでは使用停止命令に移行する旨及び罰則 について教示し、同日に各テナントオーナーに対 しても説明を行った。

名あて人は使用停止命令について納得し、各テ ナントを退去させ当該防火対象物を閉鎖するとの ことであったが、7月下旬、名あて人からの連絡で 「資金の準備ができたので改修する」との話が再度 あった。消防サイドは「確たる物の提出がないと使 用停止命令の猶予はしない」ことを回答した。

改修に向かって

8月2日に設備業者から着工届が提出された。 これにより、消防サイドは是正に進んでいること を認識したため、8月中旬頃発動予定であった使 用停止命令の猶予を認めることを名あて人に通告 し、自動火災報知設備について特例規定適用願い を提出するよう指導した。その後、工事に多少の 時間を要したが、9月24日に消防用設備等設置 届出書が提出され9月28日に自動火災報知設備 の検査を実施し、同時に使用しない部分(4階以 上)の防火上有効な区画にあっても完了している ことを受け、消防用設備等設置維持命令の履行を 確認した。

おわりに

まず、本件違反処理事案について助言をいただ いた札幌市消防局予防部指導課特別機動査察隊の





皆様に感謝を申し上げる。

本件事案に本格的に着手し月日が経過するにつ れ、関係者の対応から是正は非常に難しく告発に 移行することもやむをえないのではないかと考え ていた。しかしながら、「違反処理は人命救助で ある」との信念のもと、毅然と関係者に対応し、 消防は与えられた権限を行使するという強い決意 を示したことで、使用停止命令発動直前に是正完 結となった。

今回は違反の覚知から是正完結まで約5年の期 間を要した。当消防本部のような小規模消防では 予防業務ばかりでなく、現場や他の業務も抱えて いるため、経験不足は拭えない。このため違反処 理に踏み出すには相当の勇気と覚悟が必要であ る。しかし、この違反処理を行うことで予防課員 は多くの知識、経験、そして自信を得ることがで きた。

今後もこの経験と知識を途切れさせることな く、「違反処理は人命救助」との信念を持ち、与 えられた権限を適切に行使し、違反是正に取り組 む決意である。